

公立大学法人名桜大学における個人情報の適正な管理に関する規程

(令和3年6月24日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、北部広域縣市町村圏事務組合個人情報保護条例（令和元年8月1日北部広域市町村圏事務組合条例第2号。以下、「条例」という。）第9条に規定する保有個人情報の適正な維持管理のために必要な措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(管理体制)

第3条 個人情報管理体制は次による。

(1) 総括個人情報保護管理者

総括個人情報保護管理者は、理事長とし、法人における個人情報の適正な管理を総括する。

(2) 個人情報保護管理者

個人情報保護管理者は学長とし、次の業務を行う。

ア 個人情報の適正な管理について責任を負い、個人情報保護監督者を指揮する。

イ 個人情報の安全管理に関する基準を作成するなど個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずる。

ウ 個人情報の保護の重要性等に対する理解と遵守の徹底が図られるよう職員に対して必要な啓発及び研修を実施する。

エ 個人情報の管理状況について、定期的に総括個人情報保護管理者に報告する。

(3) 個人情報保護監督者

個人情報保護監督者は部局長等とし、次の業務を行う。

ア 各所属において保有する個人情報の適正な管理について、所属職員を指導監督する。

イ 個人情報の管理状況について、定期的に点検を実施し、実施結果を個人情報保護管理者に報告する。

ウ 必要に応じて所属内に個人情報保護担当者を指名し、置くことができる。

(4) 個人情報保護担当者

個人情報保護担当者は、個人情報保護監督者を補佐する。

(教育研修)

第4条 総括個人情報保護管理者及び個人情報保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する教職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の確立を図るための啓発その他必要な研修を行う。

(職員の責務)

第5条 職員はこの規程のほか、関連する法令、規程等の定め及び総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護監督者の指示に従い、保有個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 職員が、この規程に違反して正当な理由なく保有個人情報を外部に漏えい又は盗用した場合は、各規則等の定めるところにより処分等を行う。

(保有個人情報の取扱い)

第6条 個人情報保護監督者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報を利用する権限を有する者を、その利用目的を達成するために必要最小限の職員に限定するものとする。

2 権限を有しない職員は、保有個人情報を利用してはならない。

3 職員は、利用権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報を利用してはならない。

4 職員は、保有個人情報を提供等する場合は、保有個人情報の秘匿性等その他の内容に応じて、封入、手渡しその他の保護措置を講じるものとする。

5 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取扱う場合であっても、次に掲げる行為については、個人情報保護監督者の指示に従い行うものとする。

(1) 保有個人情報の複製

(2) 保有個人情報（保有個人情報が記録されている媒体を含む。）の送付又は持ち出し

(3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報の適正な管理に支障を及ぼす恐れのある行為

6 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護監督者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

7 情報システムを所管するシステム管理者は、情報システムにおける保有個人情報の適正な管理を図るために、情報システムにおけるセキュリティシステムの整備やアクセス制限等の管理運用上の取扱い及び電子機器やデータ保存媒体の管理・取扱い等について必要な措置を講ずるものとする。

8 保有個人情報がシステムや個々の電子計算機に保存されている場合は、当該保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の管理に係る事項は、第7項に定めるもののほか、公立大学法人名桜大学情報システム運用基本方針（平成27年12月21日制定）及び公立大学法人名桜大学情報システム運用基本規程（平成27年12月21日制定）の定めるところによる。

(記録媒体の取扱い)

第7条 職員は、個人情報保護監督者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認められるときは、鍵がかかる保管庫に保管し、施錠等を行う。

(廃棄等)

第8条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護監督者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

（業務の委託等）

第9条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、条例第20条第2項及び北部広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則（令和元年8月27日北部広域市町村圏事務組合規則第2号。以下、「規則」という。）第16条の規定に基づき必要な措置を講じさせるものとする。

（漏えい等の事案の報告等）

第10条 保有個人情報の漏えい等保有個人情報の適正な維持管理に影響を及ぼす事案が発生した場合は、職員はその旨を直ちに個人情報保護監督者を通じて個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の報告を受けた場合は、個人情報の回収、廃棄等当該事案の発生による被害の拡大の防止等のために必要な措置を講じなければならない。

3 個人情報保護管理者は、事実関係を調査し、漏えい等の事案の内容、経緯、被害状況、対応状況等を速やかに総括個人情報保護管理者へ報告する。

4 個人情報保護管理者は、事案が発生した原因を分析し、保有個人情報の適正な維持管理に影響を及ぼす事案の再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

5 個人情報保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて事実関係、対応策を公表するものとする。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和3年6月24日）

この規程は、令和3年6月24日から施行する。